

流山市障害者等見守り事業 個人賠償責任保険のご案内

正式名称：団体総合生活補償保険＜個賠型＞

保険期間	令和6年11月1日午前0時 ～ 令和7年10月31日午後12時 (中途加入の場合は流山市が登録を完了した日の翌日午前0時から)
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
加入手続き	新規/中途加入 流山市障害者等見守り事業の申請が必要です。 更新 年に1度の確認に基づき、更新されます。
費用	保険料は流山市が負担（流山市が保険契約者となります）

この保険は見守り事業に登録された方や同居の親族が、日常生活で他人にケガをさせてしまったこと、他人の財物を壊してしまったこと等により、法律上の賠償責任を負った場合に個人賠償保険金をお支払いします。
(1億円限度)

※同居とは、同一生計や扶養関係の有無に関わらず、同一家屋に居住している事をいいます。

保険金をお支払いする主な場合（国内の事故に限り示談交渉サービス付）



自転車で走行中に歩行者にケガを負わせてしまった。



漏水事故を発生させ、階下の部屋に水漏れ損害を与えた。



お店の陳列品を誤って落として、壊してしまった。

《 各種お問い合わせ先 》

■ ■ 見守り事業について ■ ■

◇ 加入手続き等について	…… 流山市役所障害者支援課	☎ 04-7150-6081
◇ 賠償責任保険について	…… 有限会社駒木サービス代理店	☎ 04-7197-7356

■ ■ 事故のご連絡先 ■ ■

三井住友海上事故受付センター ※24時間365日受付

☎ 0120-258-189